

不服申立て

市税の課税の決定や滞納処分などについて不服のある方は、市長に対して文書により審査請求をすることができます。

審査請求書は、正副2通を作成し、所管の区役所等(P97~98をご覧ください。)を経由して提出してください。主な処分に対する審査請求期間は、次のとおりです。

区分	期間または期限
市税の課税の決定	納税通知書または税額決定通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内
督促	督促状を受け取った日の翌日から起算して3か月以内、または差押えにかかる通知を受け取った日の翌日から起算して3か月を経過した日のいずれか早い日
差押え	差押えのあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内、またはその公売の期日のいずれか早い日

行政訴訟(処分の取消訴訟)

市税の課税の決定や滞納処分などについての取り消しを求める訴訟は、審査請求に対する裁決を経なければ行うことができません。(出訴期間は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内)

ただし、次の場合には審査請求の裁決を経なくても訴えを提起することができます。

- 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき
- 処分、処分の執行または手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
- その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

固定資産の評価額についての審査の申出

固定資産の評価額について不服がある場合は、福岡市固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます。(P41をご覧ください。)